

道路用砕石申請等のマニュアル

静岡市は、公共土木施設の品質を確保するために道路用砕石について、静岡市内に所在する生産ラインの検査及び品質管理試験、書類検査を行って使用を承諾しています。

また、使用を承諾した道路用砕石については、自主検査試験の実施や試験結果書の提出を義務付けて品質管理の徹底を図ってきました。

今回、更なる品質の向上や事務処理の円滑化を遂行するために道路用砕石取扱基準（以下「基準」という。）を定めましたので、下記事項に留意して申請書等を作成し、現地検査や試料砕石の採取等に臨んで下さい。

記

1. 新規工場（新規に工場を稼働させようとする場合）の使用承諾申請

- （1）申 請 書 「道路用砕石使用承諾申請書」（別紙1）
- （2）提 出 時 期 新規工場稼働時の1か月前までに提出すること
- （3）提 出 先 静岡市建設局土木部技術政策課
- （4）申請項目及び記載要領 新規工場の□内にレ印を付す

2. 継続（2年毎の定時審査）申請

- （1）申 請 書 「道路用砕石使用承諾申請書」（別紙1）
- （2）提 出 時 期 使用承諾初年度の前年4月末日までに提出すること（例、平成26・27年の使用承諾を受ける場合は平成25年4月末までに提出）
- （3）提 出 先 静岡市建設局土木部技術政策課
- （4）申請項目及び記載要領 継続の□内にレ印を付す
- （5）そ の 他 「新規使用申請」、「生産施設変更」の事由がある場合は、「道路用砕石使用承諾変更申請書」（別紙2）を、「使用廃止」、「生産施設廃止」の事由がある場合は、「道路用砕石廃止等届書」（別紙3）を併せて提出すること

3. 新規使用申請、生産施設変更申請

- （1）申 請 書 「道路用砕石使用承諾変更申請書」（別紙2）
- （2）提 出 時 期 新規使用申請は使用承諾を受けようとするときに提出
生産施設変更は使用承諾を受けようとするときに提出（実務上は、生産施設変更完成の1か月位前に技術政策課と連絡を取り、生産施設変更完成後早期に施設の検査・品質管理試験を受けるのが望ましい）
- （3）提 出 先 静岡市建設局土木部技術政策課
- （4）申請項目及び記載要領 新規使用申請 使用の□内にレ印を付す
生産施設変更 生産施設の□内と変更又は機器取替の□内にレ印を付す
- （5）そ の 他 複数の申請項目がある場合は、項目毎に「道路用砕石使用承諾変更申請書」（別紙2）を作成すること（例、生産施設を変更（増設）し、そこで生産する砕石の使用承諾を受ける場合等）

4. 使用廃止、生産施設廃止、採取認可期間更新届

- (1) 申 請 書 「道路用碎石（使用・生産施設）廃止、採取認可期間更新届書」（別紙3）
- (2) 提 出 時 期 使用・生産施設の廃止は廃止後すみやかに提出
採取認可期間更新は認可後すみやかに提出
- (3) 提 出 先 静岡市建設局土木部技術政策課
- (4) 届出項目及び記載要領 使 用 廃 止 使用廃止の□内にレ印を付す
生産施設廃止 生産施設廃止の□内にレ印を付す
採取認可期間更新 採取計画認可期間更新の□内にレ印を付す
(新たな採取認可が受けられなかった場合は使用廃止の届出をすること)
- (5) そ の 他 複数の届出項目がある場合は、項目毎に「道路用碎石(使用・生産施設)廃止・採取認可期間更新届書」（別紙3）を作成すること

5. 品質管理試験

粒度調整碎石及びクラッシャランのように単粒度碎石やスクリーニングスなどを素材として製造しているものに関しては、当該単粒度碎石など素材に関する品質管理試験は行わなくても良い。

ただし、粒度調整碎石及びクラッシャランで合格したからといってその素材である単粒度碎石などはそれ自体が合格したわけではないので、製品として販売する場合は、新規で使用承諾許可を得なければならない。

【 用語説明 】

新規工場申請：新設の工場において生産する道路用碎石の申請を行うこと

継 続 申 請：承諾を受けている道路用碎石の定時審査(基準12項)の申請を行うこと

新規使用申請：年度途中において別種類の道路用碎石の申請を行う場合や増設した施設で生産する道路用碎石の申請を行うこと、ただし、継続申請と同時に申請することもできる

生産施設変更：生産ライン及び生産設備の一部増設・一部廃止・使用機器の取替等

使 用 廃 止：承諾を受けていた道路用碎石の使用を廃止すること

生産施設工場を廃止したこと

採取期間更新道路用碎石使用承諾期間内に採取計画認可期限が到来し、新たに採取計画の認可を受けたこと